

奈良市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年4月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

（単位：人、円、歳）

職種	人数	平均給与月額	平均年齢
清掃職員	286	477,854	45.4
学校給食員	82	345,151	50.1
用務員	109	378,804	47.7
その他	96	396,420	48.2
全体	573	426,378	47.0

（注）「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) (1)に対応する民間従業員の状況

（単位：円、歳）

対応する民間の類似職種	平均給与月額	平均年齢
廃棄物処理業従業員	299,800	43.3
調理士	300,100	39.8
用務員	227,200	53.9

（注）1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16～18年の3ヶ年平均）このうち、廃棄物処理業従業員及び用務員については全国平均の数値を、調理士については奈良県平均の数値を使用しています。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 職種・年齢区分ごとの人数・平均給与の状況（平成19年4月1日現在）

（単位：人、円）

年齢	清掃職員		学校給食員		用務員		その他		全体	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
23歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31歳	13	339,513	1	※	2	※	2	※	18	318,708
32～35歳	32	367,048	2	※	5	317,677	6	294,435	45	346,948
36～39歳	44	411,385	6	254,364	14	331,315	4	341,607	68	376,941
40～43歳	49	449,244	9	282,627	17	360,975	18	380,362	93	403,652
44～47歳	38	505,260	14	303,509	17	387,501	22	365,591	91	418,456
48～51歳	26	525,782	13	347,555	18	368,098	12	424,353	69	433,428
52～55歳	30	570,758	10	399,641	14	400,766	7	413,313	61	485,624
56～59歳	54	562,968	27	396,912	22	435,707	25	459,279	128	485,816
全体	286	477,854	82	345,151	109	378,804	96	396,420	573	426,378

（注）人数が2人以下である平均給与月額の欄は、個人情報保護のため表示していません。

(4)その他給与に関する事項

ア 給料表

給料表は、「奈良市一般職の職員の給与に関する条例第5条」により定められています。

イ 手当

手当は、一般職員と同様です。

※詳細については、「[奈良市の給与・定員管理等について](#)」の「4 職員の手当の状況」を参照してください。

ウ 昇給

毎年1月1日に前1年間における勤務実績に応じて昇給を実施しています。

昇給号給数の標準は、4号給です。(55歳以上の職員は2号給、職務の級が7級以上の職員は3号給)

2. 基本的な考え方

(1)給与

平成18年4月から国に準じて給与構造の見直しを行い、一般職と同様に技能労務職の給与水準を引き下げています。また、特殊勤務手当については、平成18年4月から総合的に見直しを行いました。なお、特殊勤務手当は、社会情勢の変革などにより勤務の特殊性が薄れているものについては、今後更に見直しを行っていきます。

(2)定員管理

技能労務職については、平成10年度以降一部の職種を除いて退職者の補充を控えています。なお、今後は行財政改革の中で業務運営の手法の仕分けを行い、民間により運営が行える業務については、民間委託を進めます。

3. 具体的な取組内容

(1)給与

特殊勤務手当については、平成18年度に総合的に見直しを行いましたが、社会情勢の変革などにより勤務の特殊性が薄れているものを見直す予定です。

(2)定員管理

平成7年度以降、平成20年度までに職員数の削減に努め、483人(▲13.1%)の減員となっています。なお、平成17年度に策定した定員適正化計画により平成18年度から平成22年度までに180人の職員削減を進めていきます。

このうち技能労務職については、平成10年度以降一部の職種を除いて退職者の補充を控え、今後は行財政改革の中で業務運営の見直しなどを行い、民間により運営が行える業務については民間委託を進めます。

4. その他

事務・事業の見直しを行うなど積極的な行財政改革を推進し、効率的、効果的な行政運営ができるよう努めます。